

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第3号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第2の4の項」を「別表第2の5の項」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

**第8条** 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）第5条第1項の神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査（当該申請に係る申請書の内容その他必要な事項についての調査に限る。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る重度障害者等（神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第2条に規定する重度障害者等をいう。以下この条において同じ。）又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

イ 当該申請に係る重度障害者等又は当該重度障害者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る重度障害者等に係る身体障害者手帳情報

エ 当該申請に係る重度障害者等に係る精神障害者保健福祉手帳情報

オ 当該申請に係る重度障害者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する

## 情報

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条第1項の神奈川県在宅重度障害者等手当の支給を受けている者の現況の届出に係る事実についての審査（当該届出に係る届出書の内容その他必要な事項についての調査に限る。）に関する事務次に掲げる情報

ア 当該届出に係る重度障害者等又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

イ 当該届出に係る重度障害者等又は当該重度障害者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該届出に係る重度障害者等に係る身体障害者手帳情報

エ 当該届出に係る重度障害者等に係る精神障害者保健福祉手帳情報

オ 当該届出に係る重度障害者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。